

名古屋市民ギャラリー条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第59号

名古屋市民ギャラリー条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市民ギャラリー条例施行細則（平成 6 年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表彫塑台の項中「200 円」を「300 円」に改め、同表展示ケースの項中「200 円」を「300 円」に改め、同表譜面台（名古屋市民ギャラリー矢田に限る。）の項中「130 円」を「190 円」に改め、同表電子オルガン（名古屋市民ギャラリー矢田に限る。）の項中「1,000 円」を「1,500 円」に改め、同表録音再生装置（名古屋市民ギャラリー矢田に限る。）の項中「1,300 円」を「1,900 円」に改め、同表デジタルプロジェクター（名古屋市民ギャラリー矢田に限る。）の項中「2,000 円」を「3,000 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の名古屋市民ギャラリー条例施行細則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現に名古屋市民ギャラリー条例（平成3年名古屋市条例第14号）第2条第1項の規定による許可を受けている者及び同項の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。